

正会員各位

(一社)全国LPガス協会

バルク供給及び充てん設備に関する技術上の基準等の細目を定める告示の
一部を改正する告示(案)に対する意見募集について (お知らせ)

標記につきまして、経済産業省のホームページに掲載されましたので、お知らせ
いたします。

つきましては、本改正にご意見がある場合は、同ホームページの意見提出フォー
ムによりご提出(令和4年10月16日締切)をいただくとともに、当協会にもそ
の内容をご送付くださいますようお願いいたします。

なお、詳細については下記URLよりご確認くださいませようお願いいたします。

○経済産業省ホームページ掲載アドレス

[https://public-comment.e-
gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=595122068&Mode=0](https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=595122068&Mode=0)



○主な改正概要

「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則」において
バルク貯槽の検査(以下「告示検査」という。)が規定されています。

本改正は初回の告示検査の後、製造から40年目までの告示検査において、一定
の条件を満たした場合、非破壊検査や内面の目視検査を省略することができ、また、
気密試験については、運転状態の圧力により試験ができるようになります。

○参考

バルク貯槽の検査周期の見直し

【令和3年11月4日液化石油ガス小委員会(資料2より)】

以上

発信手段：Eメール

担当：保安・業務グループ：瀬谷、橋本